資料３

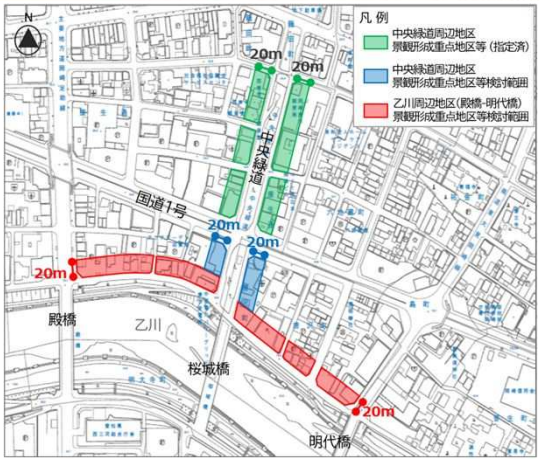
景観保全型広告整備地区に**乙川周辺地区（殿橋～明代橋（右岸））**を指定します（案）



景観保全型広告整備地区とは

・良好な景観を保全するため広告物及び掲出物件の整備を図ることが特に必要である区域。

・地区指定されると、広告物の表示や掲出物件の設置をする場合、もしくは表示する広告物や掲出物件の変更をする場合に許可対象のもの以外でも**届出が必要**になります。(下記参照)



乙川周辺地区（殿橋～明代橋（右岸））
乙川沿いの道路と民地境界から20mの範囲

景観保全型広告整備地区指定後

許可（最大３年間）
・最大可視面積が20㎡を超える場合、許可が必要。

届出（期間規定なし）
・**最大可視面積が20㎡以内でも届出が必要。**
（例外案：表札又はこれに類するもの、簡易広告物で**１枚あたりの表示面積1.62㎡以内のものは除外**）

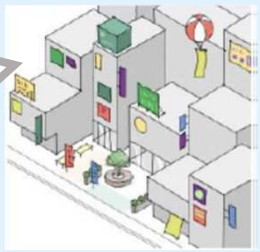
建築物と一体となった乙川との統一感のある屋外広告物とします。



現行（許可地域）

許可（最大３年間）
・最大可視面積が20㎡を超える場合、許可が必要

華美な広告物や過剰な規模の広告物はまちなみや建造物の輪郭線を阻害するおそれがあります。



基本方針について

基本構想

乙川周辺地区（殿橋～明代橋間（右岸））では、自然豊かな水辺の風景と調和した市街地の景観が維持されており、水辺とまちが一体的に活用され、歩いて楽しい魅力あるまちなみとなっています。

「景観保全型広告整備地区」に指定することで魅力的な景観を保全・創出し、その質をさらに高めていきたいと考えています。

屋外広告物の基準案（ルール）について

◆共通基準（屋外広告物全体に係るもの）

既に基準としてあるもの（岡崎市屋外広告物条例施行規則　別表第２（許可の基準）より）

1．都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
2．原色を過度に使用していないこと。
3．著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。
4．電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないこと。
5．広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をすること。
6．容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
7．風雨その他の振動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
8．交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。
9．交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

本地区独自の基準として追加するもの

10．自家用広告物・管理用広告物・案内広告物であること。一般広告物（電柱広告及び街灯柱広告、簡易広告物によるものは除く）は原則禁止とする。

●広告物の目的別分類

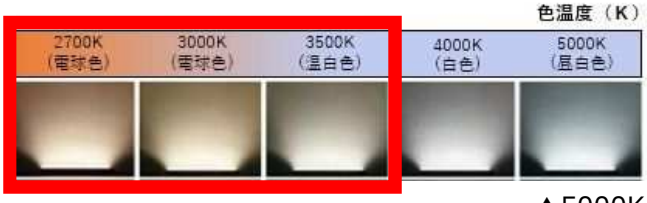
設置目的による分類		概要	設置目的による分類		概要
自家用広告物		自己の名称や事業の内容を表現するため、自己の事業所や営業所等に表示するもの	案内広告物		入口の判別が困難な場合に施設やその他の場所への案内（誘導）を目的として表示するもの（５㎡まで。案内する対象の名称、距離・行き先のみを表示）
管理用広告物		自己の管理する土地や物件に、管理上の必要に基づき表示するもの	一般広告物		自家用、管理用、案内広告物に該当しないもの

11．屋外広告物に使用する照明の演色は温かみのある電球色や落ち着いた明るさの温白色（色温度2700Ｋ(ケルビン)から3500Ｋ)とする。点滅をするものや回転灯による照明で恒常的に動作するものを使用しないこと。

12．高さ20mを超えて設置するものを除き、広告物全体の広告表示面積は20㎡以内とする。

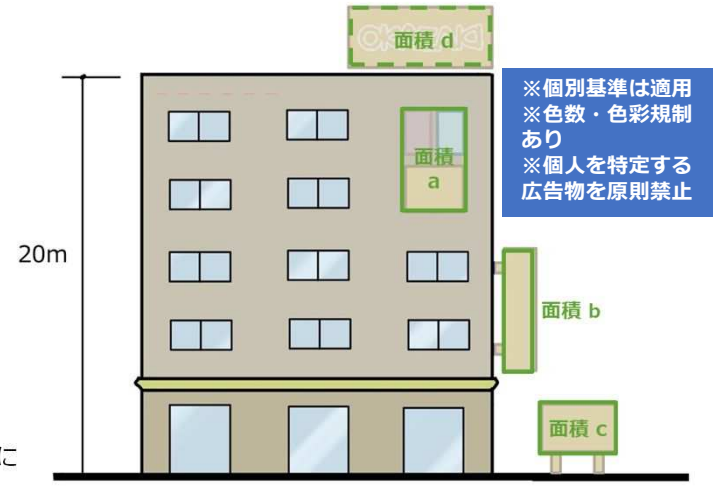
▼基準で定める色温度2700K-3500K

※景観調査の結果、地区の夜間景観について「心地よいあかりに照らされた乙川周辺を歩きたい」、最小限の街灯だけでなく「緑地・通り・建築物を照らすあかり」を望む声が多数だったため、温かみのある色温度設定とします。



▲2700-3000K
中央緑道や乙川沿道に採用された街路灯の色温度

▲5000K
オフィスビル街にみられる街路灯の色温度

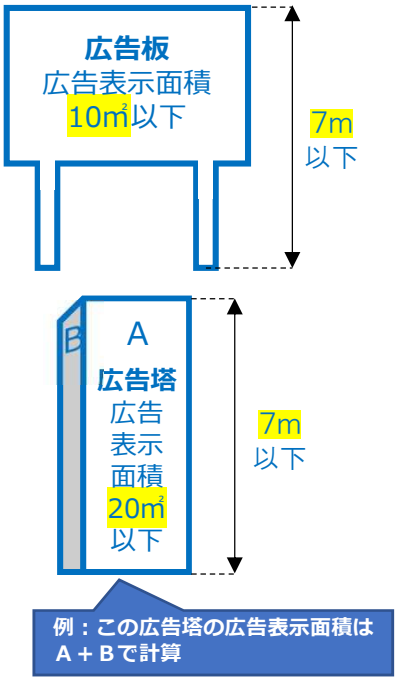


※個別基準は適用
※色数・色彩規制あり
※個人を特定する広告物を原則禁止

面積（a + b + c）≦　20㎡

※面積dは20mより高い位置に設置されているため積算対象外

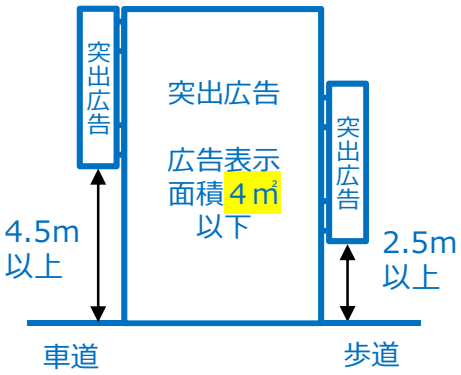
◆個別基準案（屋外広告物の種類ごとで設定するもの）



広告板・広告塔

(ア) 広告表示面積は広告板は10㎡以下、広告塔は20㎡以下。
(イ) 地表からの高さは、７m以下。
(ウ) 脚部に広告を表示していないこと。
(エ) 地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。
(オ) 使用する有彩色の数が２色以下（写真やイラスト、ロゴ等で使用するものは除く。）であること。ただし、下記で示すＱＵＲＵＷＡカラーを使用する場合は３色まで可とする。
(カ) 自家用広告物及び案内広告物において、マンセル表色系で明度８または彩度６を超える有彩色は原則地色（背景色）には使用しないこと。
管理用広告物は１面あたり0.25㎡以内とする。
(キ) 個人を特定できるような写真又はイラストは使用しないこと。

突出広告



(ア) １個の広告表示面積は、4㎡以下とすること。
(イ) 道路境界から路面上に突き出す出幅は、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、１m以下とすること。
(ウ) 広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては2.5m以上、その他の道路にあっては4.5m以上とすること。
(エ) 壁面の高さを超えて設置するものの壁面を超える高さは、壁面からの出幅以下とすること。
(オ) 交通信号機から50m以内のところでは、ネオンサインを使用しないこと。
(カ) 使用する有彩色の数が２色以下（写真やイラスト、ロゴ等で使用するものは除く。）であること。ただし、別添で示すＱＵＲＵＷＡカラーを使用する場合は３色まで可とする。
(キ) 自家用広告物及び案内広告物において、マンセル表色系で明度８または彩度６を超える有彩色は原則地色（背景色）には使用しないこと。管理用広告物は１面あたり0.25㎡以内とする。
(ク) 個人を特定できるような写真又はイラストは使用しないこと。

●ＱＵＲＵＷＡカラー（下の枠内は地色（背景色）として使用可能な色）



マンセル値
≒5PB6/6

マンセル値
≒2.5YR2/2

マンセル値
≒5GY8/2

マンセル値
≒10GY8/2

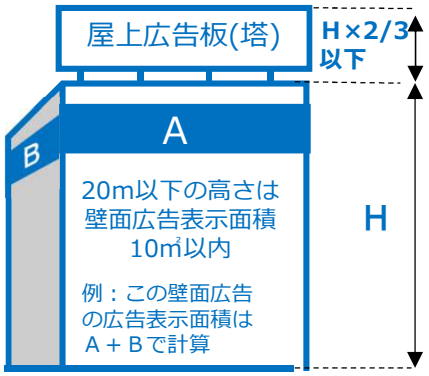
マンセル値
≒5Y8/6

マンセル値
≒5R5/12

マンセル値
≒5PB6/12

◆個別基準案２（屋外広告物の種類ごとで設定するもの）

屋上広告板(塔)
壁面広告

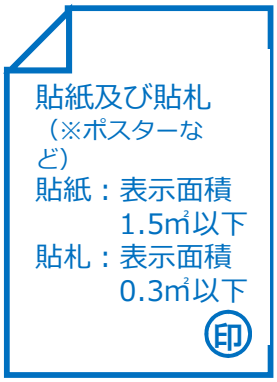


(ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものの高さは、広告物を設置する箇所における当該建築物の高さの３分の２以下とすること。
(イ) 木造建築物の屋上に設置するものは、広告表示面積は10㎡以下で、地表からの高さは10m以下とすること。
(ウ) 壁面広告について広告物で建築物又は工作物の窓又は開口部をふさがないこと。
(エ) 高さ20m以下の壁面広告の広告表示面積は10㎡以内。
(オ) １壁面には、同一内容のものは１個とすること。
(カ) 使用する有彩色の数が２色以下（写真やイラスト、ロゴ等で使用るすものは除く。）であること。
(キ) 自家用広告物及び案内広告物において、マンセル表色系で明度８または彩度６を超える有彩色は原則地色（背景色）には使用しないこと。管理用広告物は１面あたり0.25㎡以内とする。
(ク) 個人を特定できるような写真又はイラストは使用しないこと。

※壁面広告についてはQURUWAカラーについての色数規制の緩和措置は適用されません。

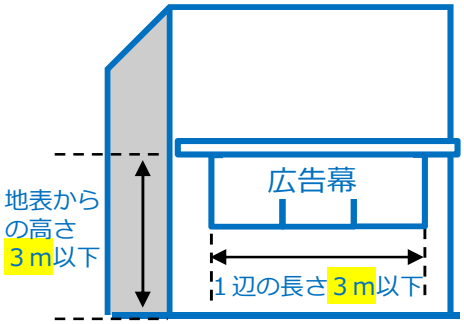
簡易広告物

※１面あたりの表示面積が1.62㎡を超える場合は届出が必要
※色数・色彩規制なし

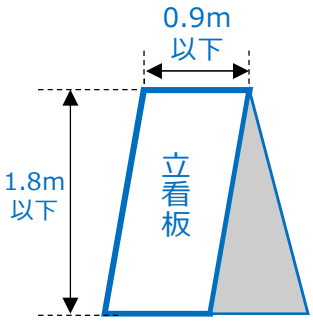


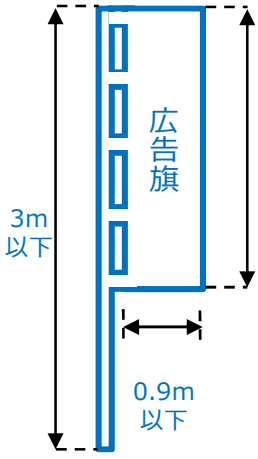
・貼紙は、容易に除却できるような方法で表示し、全面のり付けはしないこと
・貼札は、同一壁面には2枚以内とすること

・建築物の窓の全部又は大部分をふさがないこと
・地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと



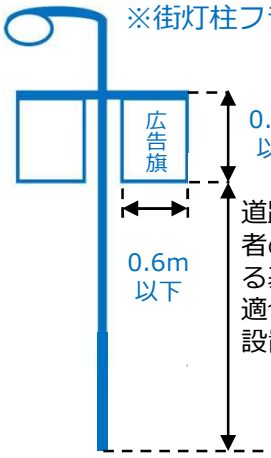
・脚の長さは、0.3m以下
・倒伏しないよう表示
・3本以上並列する場合は等間隔に並べること





・倒伏しないよう表示
・3本以上並列する場合は等間隔に並べること

※街灯柱フラッグ



・アドバルーンやアーチ広告は掲出しないこと



◆指定のスケジュール案

令和８年（2026）　12月　パブリックコメント
令和９年（2027）　 2月　諮問
　　4月　告示・施行

【　お問合せ先　】
岡崎市都市政策部まちづくり推進課
景観まちづくり係
電話 0564-23-7252 Fax0564-23-7967

乙川周辺地区（殿橋～明代橋（右岸））の景観保全型広告整備地区指定に係る基準比較表

（朱書き部が基準変更箇所となる）

1　共通基準

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
（1） 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。 （2） 原色を過度に使用していないこと。 （3） 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。 （4） 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないこと。 （5） 広告を表示しない面及び脚部で展望可能の部分は、塗装その他の装飾をすること。 （6） 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。 （7） 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。 （8） 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。 （9） 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。 （10） 自家用広告物・管理用広告物・案内広告物であること。一般広告物（電柱広告及び街灯柱広告、簡易広告物によるものは除く）は原則禁止とする。 （11） 屋外広告物に使用する照明の演色は電球色や温白色（色温度 2700Kから 3500K）とする。点滅をするものや回転灯による照明で恒常的に動作するものを使用しないこと。 （12） 高さ 20m を超えて設置するものを除き、広告物全体の広告表示面積は 20 ㎡以内とする。	（1） 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。 （2） 原色を過度に使用していないこと。 （3） 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。 （4） 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないこと。 （5） 広告を表示しない面及び脚部で展望可能の部分は、塗装その他の装飾をすること。 （6） 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。 （7） 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。 （8） 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。 （9） 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

2　個別基準

（1）広告板

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
（ア）　広告表示面積は 10 平方メートル以下 （イ）　地表からの高さは、7 メートル以下 （ウ）　脚部に広告を表示していないこと。 （エ）　地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。 （オ）　使用する有彩色の数が 2 色以下（写真やイラスト、ロゴ等で使用するものは除く。）であること。ただし、下記で示すＱＵＲＵＷＡカラーを使用する場合は 3 色まで可とする。 ◎ＱＵＲＵＷＡカラー  （カ）　自家用広告物及び案内広告物において、マンセル表色系で明度 8 または彩度 6 を超える有彩色は原則地色（背景色）には使用しないこと。管理用広告物は 1 面あたり 0.25 ㎡以内とする。 （キ）　個人を特定できるような写真又はイラストは使用しないこと。	（ア）　広告表示面積は 35 平方メートル以下 （イ）　地表からの高さは、10 メートル以下 （ウ）　脚部に広告を表示していないこと。 （エ）　地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。

（2）広告塔

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
（ア）　広告表示面積は 20 平方メートル以下 （イ）　地表からの高さは、7 メートル以下 （ウ）　脚部に広告を表示していないこと。 （エ）　地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。 （オ）　使用する有彩色の数が 2 色以下（写真やイラスト、ロゴ等で使用するものは除く。）であること。ただし、別途示すＱＵＲＵＷＡカラーを使用する場合は 3 色まで可とする。	（ア）　広告表示面積は 50 平方メートル以下 （イ）　地表からの高さは、10 メートル以下 （ウ）　脚部に広告を表示していないこと。 （エ）　地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。

（カ） 自家用広告物及び案内広告物において、マンセル表色系で明度８または彩度６を超える有彩色は原則地色（背景色）には使用しないこと。管理用広告物は１面あたり 0.25 ㎡以内とする。 （キ） 個人を特定できるような写真又はイラストは使用しないこと。	

（３）アーチ広告

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
設置しないこととする。	（ア） 広告表示面積は 50 平方メートル以下 （イ） 地表からの高さは、10 メートル以下 （ウ） 脚部に広告を表示していないこと。 （エ） 道路を横断するアーチにあっては、その下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては 2.5 メートル以上、その他の道路にあっては 4.5 メートル以上とすること。 （オ） 地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。

（４）屋上広告板、屋上広告塔その他これらに類するもの

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
（ア） 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものの高さは、広告物を設置する箇所における当該建築物の高さの３分の２以下とすること。 （イ） 木造建築物の屋上に設置するものは、広告表示面積は 10 平方メートル以下で、地表からの高さは 10 メートル以下とすること。 （ウ） 使用する有彩色の数が２色以下（写真やイラスト、ロゴ等で使用するものは除く。）であること。 （エ） 自家用広告物及び案内広告物において、マンセル表色系で明度８または彩度６を超える有彩色は原則地色（背景色）には使用しない	（ア） 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものの高さは、広告物を設置する箇所における当該建築物の高さの３分の２以下とすること。 （イ） 木造建築物の屋上に設置するものは、広告表示面積は 20 平方メートル以下で、地表からの高さは 10 メートル以下とすること。

こと。管理用広告物は１面あたり 0.25 ㎡以内とする。 （オ） 個人を特定できるような写真又はイラストは使用しないこと。	

（５）壁面広告

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
（ア） 広告物で建築物又は工作物の窓又は開口部をふさがないこと。 （イ） １壁面には、同一内容のものは１個とすること。 （ウ） 高さ 20ｍ以下の広告表示面積 10 ㎡以内。 （エ） 使用する有彩色の数が２色以下（写真やイラスト、ロゴ等で使用するものは除く。）であること。 （オ） 自家用広告物及び案内広告物において、マンセル表色系で明度８または彩度６を超える有彩色は原則地色（背景色）には使用しないこと。管理用広告物は１面あたり 0.25 ㎡以内とする。 （カ） 個人を特定できるような写真又はイラストは使用しないこと。	（ア） 広告物で建築物又は工作物の窓又は開口部をふさがないこと。 （イ） １壁面には、同一内容のものは１個とすること。

（６）突き出し広告

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
（ア） １個の広告表示面積は、4 平方メートル以下とすること。 （イ） 道路境界から路面上に突き出す出幅は、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、1 メートル以下とすること。 （ウ） 広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては 2.5 メートル以上、その他の道路にあっては 4.5 メートル以上とすること。	（ア） １個の広告表示面積は、15 平方メートル以下とすること。 （イ） 道路境界から路面上に突き出す出幅は、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、1 メートル以下とすること。 （ウ） 広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては 2.5 メートル以上、その他の道路にあっては 4.5 メートル以上とすること。

（エ） 壁面の高さを超えて設置するものの壁面を超える高さは、壁面からの出幅以下とすること。 （オ） 交通信号機から 50 メートル以内のところでは、ネオンサインを使用しないこと。 （カ） 使用する有彩色の数が２色以下（写真やイラスト、ロゴ等で使用するものは除く。）であること。ただし、別添で示すＱＵＲＵＷＡカラーを使用する場合は３色まで可とする。 （キ） 自家用広告物及び案内広告物において、マンセル表色系で明度８または彩度６を超える有彩色は原則地色（背景色）には使用しないこと。管理用広告物は１面あたり 0.25 ㎡以内とする。 （ク） 個人を特定できるような写真又はイラストは使用しないこと。	（エ） 壁面の高さを超えて設置するものの壁面を超える高さは、壁面からの出幅以下とすること。 （オ） 交通信号機から 50 メートル以内のところでは、ネオンサインを使用しないこと。

（７）アーケード広告

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
設置しないこととする。	（ア） 屋根の下面につり下げるものは、広告表示面積は３平方メートル以下で、板状又は箱状の不燃構造体とすること。 （イ） 広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては 2.5 メートル以上、その他の道路にあっては 4.5 メートル以上とすること。 （ウ） 柱及び軒先には広告を表示しないこと。 （エ） 原則として同一商店街では規格を統一すること。

（８）電柱広告

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
（ア） 塗り付け、又は巻き付けるものは、路面又は地表から 1.2 メートルより 3.4 メートルの高さに表示すること。 （イ） 塗り付け、又は巻き付けるものの電柱１本当たりの総表示面積は、１平方メートル以下とす	（ア） 塗り付け、又は巻き付けるものは、路面又は地表から 1.2 メートルより 3.4 メートルの高さに表示すること。 （イ） 塗り付け、又は巻き付けるものの電柱１本当たりの総表示面積は、１平方メートル以下とす

ること。 （ウ） 添加するものは、道路中心線に直角に道路中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付けること（歩道又は道路外に設置された電柱に取り付ける場合及びその下端の高さを路面上から５メートル以上とする場合を除く。）。 （エ） 添加するものは、電柱１本につき１個とすること。 （オ） 添加するものは、横 0.45 メートル、縦 1.2 メートル以下で、垂直に電柱から 0.15 メートル離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること。 （カ） 添加するものの下端の路面又は地表からの高さは、道路にあってはその道路管理者の定める基準に適合し、道路外にあっては３メートル以上とすること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては 2.5 メートル以上、その他の道路にあっては 4.5 メートル以上とすること。 （キ） 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。	ること。 （ウ） 添加するものは、道路中心線に直角に道路中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付けること（歩道又は道路外に設置された電柱に取り付ける場合及びその下端の高さを路面上から５メートル以上とする場合を除く。）。 （エ） 添加するものは、電柱１本につき１個とすること。 （オ） 添加するものは、横 0.45 メートル、縦 1.2 メートル以下で、垂直に電柱から 0.15 メートル離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること。 （カ） 添加するものの下端の路面又は地表からの高さは、道路にあってはその道路管理者の定める基準に適合し、道路外にあっては３メートル以上とすること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては 2.5 メートル以上、その他の道路にあっては 4.5 メートル以上とすること。 （キ） 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

（９）街灯柱広告

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
（ア） 街灯柱１本につき町名、商店街名等を表示するものを除き、１個とすること。 （イ） 塗り付けるものは、横 0.3 メートル、縦 0.8 メートル以下で、その下端の高さは路面又は地表から 2.5 メートル以上とすること。 （ウ） 添加するものは、道路中心線に直角に道路中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付けること。 （エ） 添加するものは、横 0.45 メートル、縦 0.9 メートル以下で、厚さ 0.15 メートル以下の板状又は箱状の不燃構造体とすること。 （オ） 添加するものの下端の路面又は地表からの高さは、道路にあってはその道路管理者の定め	（ア） 街灯柱１本につき町名、商店街名等を表示するものを除き、１個とすること。 （イ） 塗り付けるものは、横 0.3 メートル、縦 0.8 メートル以下で、その下端の高さは路面又は地表から 2.5 メートル以上とすること。 （ウ） 添加するものは、道路中心線に直角に道路中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付けること。 （エ） 添加するものは、横 0.45 メートル、縦 0.9 メートル以下で、厚さ 0.15 メートル以下の板状又は箱状の不燃構造体とすること。 （オ） 添加するものの下端の路面又は地表からの高さは、道路にあってはその道路管理者の定め

る基準に適合し、道路外にあっては3メートル以上とすること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては 2.5 メートル以上、その他の道路にあっては 4.5 メートル以上とすること。 （カ） 添加するものは、交通信号機から 50 メートル以内のところでは、ネオンサインを使用しないこと。 （キ） 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。	る基準に適合し、道路外にあっては3メートル以上とすること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては 2.5 メートル以上、その他の道路にあっては 4.5 メートル以上とすること。 （カ） 添加するものは、交通信号機から 50 メートル以内のところでは、ネオンサインを使用しないこと。 （キ） 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

（10）貼紙及び貼札

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
ア　貼紙の大きさは、1.5 平方メートル以下とすること。 イ　貼紙は、容易に除却できるような方法で表示し、全面のり付けはしないこと。 ウ　貼札の大きさは、0.3 平方メートル以下とすること。 エ　貼札は、同一壁面には2枚以内とすること。	ア　貼紙の大きさは、1.5 平方メートル以下とすること。 イ　貼紙は、容易に除却できるような方法で表示し、全面のり付けはしないこと。 ウ　貼札の大きさは、0.3 平方メートル以下とすること。 エ　貼札は、同一壁面には2枚以内とすること。

（11）広告旗

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
ア　表示面の大きさは、横 0.9 メートル、縦 1.8 メートル以下とすること。ただし、街灯柱その他これに類するものに添加するもの（イ及びウにおいて「添加するもの」という。）の表示面の大きさは、横 0.6 メートル、縦 0.9 メートル以下とすること。 イ　添加するものを除き、地上から上端までの高さは、3メートル以下とすること。 ウ　添加するものの下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては 2.5 メートル以上、その他の道路にあっては 4.5 メートル以上とすること。	ア　表示面の大きさは、横 0.9 メートル、縦 1.8 メートル以下とすること。ただし、街灯柱その他これに類するものに添加するもの（イ及びウにおいて「添加するもの」という。）の表示面の大きさは、横 0.6 メートル、縦 0.9 メートル以下とすること。 イ　添加するものを除き、地上から上端までの高さは、3メートル以下とすること。 ウ　添加するものの下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては 2.5 メートル以上、その他の道路にあっては 4.5 メートル以上とすること。

エ　倒伏しないように表示すること。 オ　３本以上並列する場合は、等間隔に並べること。	エ　倒伏しないように表示すること。 オ　３本以上並列する場合は、等間隔に並べること。

（12）立看板(これに類する広告物又は掲出物件を含む。)

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
ア　表示面の大きさは、横 0.9 メートル、縦 1.8 メートル以下とすること。 イ　脚の長さは、0.3 メートル以下とすること。 ウ　併用広告は、下端に表示すること。 エ　倒伏しないように表示すること。 オ　３枚以上並列する場合は、等間隔に並べること。	ア　表示面の大きさは、横 0.9 メートル、縦 1.8 メートル以下とすること。 イ　脚の長さは、0.3 メートル以下とすること。 ウ　併用広告は、下端に表示すること。 エ　倒伏しないように表示すること。 オ　３枚以上並列する場合は、等間隔に並べること。

（13）広告幕(これに類する広告物を含む。)

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
ア　道路を横断するものは、幅１メートル以下とすること。 イ　道路を横断するものの下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、4.5 メートル以上とすること。 ウ　一辺の長さは、３メートル以下とすること。 エ　広告表示面積は、９平方メートル以下とすること。 オ　建築物の窓の全部又は大部分をふさがないこと。 カ　地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。 キ　地上から上端までの高さは３メートル以下とすること。	ア　道路を横断するものは、幅１メートル以下とすること。 イ　道路を横断するものの下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、4.5 メートル以上とすること。 ウ　一辺の長さは、15 メートル以下とすること。 エ　広告表示面積は、22.5 平方メートル以下とすること。 オ　建築物の窓の全部又は大部分をふさがないこと。 カ　地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

（14）アドバルーン

景観保全型広告整備地区指定後	現在の基準（許可地域）
設置しないこととする	ア　掲揚高度は、地表から 20 メートル以上 45 メートル以下とすること。

	イ　添加する広告は、幅1.5メートル、長さ15メートル以下の網に布片等で表示し、主綱に十分緊結すること。 ウ　掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないようにすること。 エ　地表面に対する傾斜角度が45度以下となる強風時には、掲揚しないこと。 オ　掲揚作業及び降下作業時の危険防止の措置がとられていること。

※現在の基準（許可地域）については、岡崎市屋外広告物条例施行規則　別表第２(許可の基準)をもとに作成。